

## 再生可能エネルギー普及総合支援事業補助金交付要綱

令和4年5月23日 4環政ゼ第28号制定

令和5年6月1日 5環政ゼ第48号改正

令和6年6月13日 6環政ゼ第67号改正

令和6年8月28日 6環政ゼ第142号改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県ゼロカーボン戦略に掲げる2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする目標の達成に向け、県内全体の再生可能エネルギー生産量の増加を図るため、市町村及び民間事業者等が行う地域主導により再生可能エネルギーを活用する事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 長野県地球温暖化対策条例（平成18年条例第19号）第2条第5号に規定する再生可能エネルギー源
- (2) 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気
- (3) 地域金融機関等 県内に本店を有する地域金融機関（地方銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等）及び地域金融機関が主体となって連携融資を行う複数の金融機関の集合体
- (4) 大企業 次号に掲げる者以外の者であって、事業を営むもの
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれにも該当しないもの
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

### (補助事業等)

第3条 第1条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号に掲げるとおりとし、各事業の要件並びに補助率及び補助上限額は別表1に掲げるとおりとする。ただし、市町村が策定するエネルギー自立地域づくり計画に位置付けられた事業として補助額を上乗せする場合は、当該上乗せ額と、エネルギー自立地域創出支援事業補助金交付要綱（令和6年8月28日付け6環政ゼ第141号）に基づき当該市町村が交付を受けようとする補助金の額との合計額が、1億円を超えることはできないものとする。

- (1) 再エネ活用可能性調査事業（以下「第1号事業」という。）

再生可能エネルギー源を活用した熱利用事業の実施に必要な設備導入の可能性を調査する事業
- (2) 再エネ発電設備導入事業（以下「第2号事業」という。）

再生可能エネルギー電気を供給する発電事業（太陽光発電によるものを除く。）を実施するために行う次に掲げる事業

ア 発電設備の導入可能性調査及び基本計画作成

イ 発電設備の設置に係る詳細設計

ウ 発電設備設置工事

(3) 促進区域内太陽光発電設備導入事業（以下「第3号事業」という。）

太陽光発電設備を設置する事業（地域脱炭素化促進事業として、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第5項の規定により市町村が定める同項2号の促進区域内において行う同法第22条の2第3項の規定による市町村の認定を受けた事業に限る。）

(4) 地域協議会運営事業（以下「第4号事業」という。）

再生可能エネルギー源の活用によるエネルギー自立地域づくり等を目的として設置される協議会の運営事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助事業の対象としない。

(1) 国又はその他の機関から補助金、負担金等の交付を受け、又は受けようとする事業

(2) その他知事が適当でないと認める事業

3 補助金の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げる経費を除く。

(1) 人件費

(2) 用地の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用

(3) 食糧費

(4) 損失補填に係る経費

(5) その他知事が適当でないと認める経費

（交付対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

(1) 県税の滞納がある者

(2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) その他知事が適当でないと認める者

（事業計画の認定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業計画承認申請書（様式第1号）に、別表3に掲げる関係書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、第2号事業に係る事業計画承認申請は、第3条第1項第2号アからウまでの業務等ごとに行うものとする。

2 民間事業者等が前項に規定する申請を行う場合は、申請に係る事業を実施しようとする箇所の存する市町村の長を経由して同項に規定する書類を提出するものとする。

3 市町村長は、前項の規定により提出された書類を知事に送付する場合には、当該計画の内容に対する意見書を添えることができる。

4 知事は、第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

5 知事は、前項の審査に際し必要があると認めるときは、再生可能エネルギー源を活用

した発電事業又は熱利用事業に関する専門的な知識を有する者等に意見を求めることができる。

(事業計画承認申請の取下げ)

第5条の2 申請者が前条の事業計画承認申請を取り下げようとする場合は、事業計画承認申請取下届出書(様式第1号の2)を知事に提出するものとする。

(事業計画の変更)

第5条の3 第5条第4項の認定を受けた申請者が事業計画の内容を変更しようとする場合は、事業計画変更承認申請書(様式第1号の3)を知事に提出するものとする。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。

- ア 事業計画の主たる内容の変更でないこと
- イ 事業費の増減がないこと

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、認定の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の審査に際し必要があると認めるときは、市町村長・再生可能エネルギー源を活用した発電事業又は熱利用事業に関する専門的な知識を有する者等に意見を求めることができる。

(交付の申請)

第6条 第5条第4項の認定を受けた申請者は、別に定める期限までに補助金交付申請書(様式第2号)に、次の各号に掲げる関係書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号の別紙1)
- (2) 補助金所要額計算書(様式第2号の別紙2)
- (3) その他知事が必要と認める書類

- 2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条第1項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、知事に変更承認の申請を行うこと。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更を除く。
  - ア 補助金の交付の目的に変更をもたらすものでないもの
  - イ 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20パーセント以上増減しないもの
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に

完了しないときは速やかに知事に報告し、その承認又は指示を受けること。

- (3) 民間事業者が補助事業を行うために締結する契約については、定款及び経理規程等に定める手続に基づき適正に行うとともに、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。また、天災その他の理由により当該財産が毀損し、又は滅失したときは、その旨を速やかに知事に届け出ること。
- (5) 補助事業者が第15条第1項に規定する実績報告書に添付する事業総括書について、県がホームページ等において公表することを承諾すること。

#### (申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第7条の通知があった日から20日以内に、交付申請取下届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

#### (事前着手)

第10条 申請者は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、第5条第4項の認定を受けた後、やむを得ない事由により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、この限りでない。

- 2 申請者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

#### (変更承認の申請等)

第11条 第8条の規定による報告又は承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするとき 事業変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 補助事業を中止し又は廃止しようとするとき 事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 完了期限延長承認申請書（様式第7号）

#### (状況報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了するまでの間、前月までの事業の進捗状況を、事業進捗状況報告書（様式第8号）により毎月10日までに知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る契約を締結したときは、契約締結報告書（様式第9号）により知事に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。
- 4 補助事業者は、前項の調査に関して立会いその他の協力をしなければならない。

(概算払)

第13条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定を受けた補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、概算払をすることが必要であると認めるときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金を概算払により交付することができる。

(繰越承認申請)

第14条 補助事業者は、補助事業が交付決定日の属する年度内に完了しないときは、当該年度の12月27日までに、繰越承認申請書(様式第11号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、補助事業の翌年度への繰越しの可否を決定し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき、又は第8条第2号の廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は交付決定日の属する年度(前条第1項の承認を受けた場合は、交付決定日の属する年度の翌年度)の3月15日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、当該会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了実績報告書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により確定した補助金の支払を受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第14号)を知事に提出しなければならない。

(事業進捗状況の報告)

第17条 第1号事業又は第2号事業を実施した補助事業者は、補助事業が完了した年度から補助事業に係る設備等の稼働が開始するまでの間、当該事業の進捗状況について、報告対象年度の翌年度の4月30日までに事業進捗状況報告書(様式第15号)により知事に報告しなければならない。ただし、第15条第1項に規定する実績報告において、補助事業に係る計画の事業化の見込みがないとした場合を除く。

(成果物の利用等)

第17条の2 前条ただし書の規定により補助事業者が補助事業に係る計画の事業化の見込みがないとした場合は、県は、補助事業者が補助事業により得られた調査結果等の内容について県が補助事業者から情報提供を受け、当該情報を利用し、又は第三者に提供することができる。

(収益納付)

第18条 第2号事業を実施した補助事業者（以下「第2号事業者」という。）及び第3号事業を実施した補助事業者（以下「第3号事業者」という。）は、補助事業の実施により設置した設備により発電した再生可能エネルギー電気を供給することによる収入（以下「売電収入」という。）を得た場合は、初めて売電収入を得た年度の翌々年度から毎年度、売電収入の一部を県に納付（以下「収益納付」という。）しなければならない。

- 2 前項の規定により納付すべき額の総額（以下「収益納付総額」という。）は、補助金の交付を受けた額と同額とし、各年度の納付額は、収益納付総額に別表4に掲げる率を乗じた額とする。ただし、別表3の第2号事業の(3)発電設備設置工事及び同表の第3号事業のうち、エネルギー自立地域づくり計画（エネルギー自立地域づくり計画募集要領4（1）に規定されるものをいう。以下同じ。）の対象となる事業として、同表の規定により補助額を上乗せした場合は、当該上乗せ額は収益納付総額に含めないものとする。また、毎年度の収益納付の額は、収益納付を行う年度の前年度の売電収入の額を上限とする。
- 3 第2号事業者及び第3号事業者は、この補助金の交付に係る発電施設の整備が完了したときは、速やかに収益納付計画書（様式第16号）を知事に提出しなければならない。
- 4 第2号事業者及び第3号事業者は、前項の計画書を提出した後、収益納付が終了するまでの毎年度、各年度の年間発電量及び売電収入額等について、売電状況報告書（様式第17号）により、当該年度の翌年度の4月15日までに知事に報告しなければならない。
- 5 第2号事業者及び第3号事業者は、自然災害その他の理由による売電収入の減少等により、第3項の計画による納付ができない場合は、売電収入変更等報告書（様式第18号）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6 知事は、第3項及び第5項の報告等に基づき当該年度に県に納付すべき額を決定し、事業者に通知するものとする。
- 7 第2号事業者及び第3号事業者は、毎年度5月31日までに前項の規定により通知された額を県に納付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保等に供する（以下「財産処分」という。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第20号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ補助金を返還しなければならない。
- 3 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは適用しない。
  - (1) 補助事業者が、収益納付総額を既に納付しているとき。
  - (2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められる耐用年数に相当する期間を経過したとき。

(帳簿の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度又は収益納付の最終年度の翌年度のいずれか遅い年度から起算して5年間保管しておくものとする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、当該期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は前条第3項第2号の期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(書類の提出方法)

第22条 規則及びこの要綱により提出する書類は所轄地域振興局長を経由して提出するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月23日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。
- 2 地域主導型自然エネルギー創出事業補助金交付要綱及び自然エネルギー地域発電推進事業補助金交付要綱（以下総称して「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 旧要綱に基づく事業により取得した財産に係る管理、財産処分及び災害報告並びに自然エネルギー地域発電推進事業に係る収益納付及び売電状況の報告に関する取扱いについては、この要綱の規定を適用する。
- 4 令和3年度において自然エネルギー地域発電推進事業に係る補助金の交付決定を受け、補助事業を翌年度に繰り越した事業に関する取扱いについては、この要綱の規定を適用する。
- 5 令和3年度において知事の認定を受けた自然エネルギー地域発電推進事業に係る複数年度にわたる計画については、この要綱の規定による事業計画認定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。

別表1 (第3条関係)

対象事業		補助率・上限額	事業の要件
第1号事業	熱利用事業	1/2 以内 5,000 千円	木質バイオマスを活用した熱利用事業については、対象とならないこと
第2号事業	(1) 発電設備の導入可能性調査及び基本計画作成	2/3 以内 7,000 千円	<p>ア 発電設備の導入可能性調査及び基本計画作成業務については、FIT等認定を受けて再生可能エネルギー電気を供給する又は非FIT非化石電源の認定を受けるとともに、収益納付を行う期間以上の長期の売電契約（以下「長期売電契約」という。）を行う前提で計画された事業であること</p> <p>イ 発電設備の設置に係る詳細設計業務及び発電設備設置工事については、補助金の申請に係る事業計画に対しFIT等認定を受けている（受ける見込みがある）又は非FIT非化石電源の認定を受けている（受ける見込みがある）、かつ、長期売電契約を行っている（行う見込みがある）こと</p> <p>ウ 発電設備設置工事については、地域金融機関等の融資を受けて行う事業であること</p> <p>エ 事業収益の一部を補助対象設備の設置地域に還元する等、地域貢献を考慮した事業計画であること</p> <p>オ 設置した発電設備で発電した電気を原則として全量売電する事業であり、当該発電設備において使用する電気に充てる以外は、平時に自家消費しないものであること</p>
	(2) 発電設備の設置に係る詳細設計		
	ア 小水力発電	4/10 以内 180,000 千円 ただし、エネルギー自立地域づくり計画の対象事業の場合は、補助率を4/10として算定した補助金所要額の1/4以内を補助額に上乗せすることができる。	
	イ その他	3/10 以内 100,000 千円 ただし、エネルギー自立地域づくり計画の対象事業の場合は、補助率を3/10として算定した補助金所要額の1/3以内を補助額に上乗せすることができる。	
第3号事業		4/10 以内 12,000 千円 ただし、エネルギー自立地域づくり計画の対象事業の場合は、補助率を4/10として算定した補助金所要額の1/4以内を補助額に上乗せすることができる。	<p>ア 設置した太陽光発電設備で発電した電気を原則として全量売電する事業であり、当該発電設備において使用する電気に充てる以外は、平時に自家消費しないものであること</p> <p>イ 長期売電契約を行っている（行う見込みがある）こと</p> <p>ウ 地域金融機関等の融資を受けて行う事業であること</p>

第4号事業	2/3 以内 1,000 千円	市町村が主体となり、地域の再生可能エネルギーを活用した取組の普及促進を目的として活動する協議会であること
-------	--------------------	--

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※前年度以前に第5条の規定による認定を受けた事業に係る補助額を算定する場合には、補助を受けた初年度の算定方法及び単価を適用するものとする。

※「FIT等認定」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項の規定による経済産業大臣の認定をいう。

※「非FIT非化石電源の認定（再エネ指定あり）」とは、FIT電源以外の非化石電源として、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「高度化法」という。）に関する執務業務の一環で経済産業省が、高度化法施行規則第4条第1項第2号に規定する非化石証書のうち、認定する非FIT非化石証書（再エネ指定あり）をいう。

※第2号事業により、発電設備を設置する場合は、再エネ特措法第9条第4項第1号から第3号までの規定に準じた取扱いを行うこと。ただし、再生可能エネルギー発電事業計画の定め、出力の抑制、解体金等積立金、再生可能エネルギー電気の供給開始期限、自家消費型の地域活用要件に関するものを除く。

※この表の第3号事業に関する事業の要件のAに記載の「売電」は、太陽光発電設備の所有者である発電事業者が、事業所等に太陽光発電設備を当該発電事業者の費用により設置し、当該太陽光発電設備から発電された電気を当該事業所等の所有者等に販売することを含むものとする。

別表 2 (第 4 条関係)

区 分	対象事業	補助対象者
第 1 号事業	熱利用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・民間事業者 (※ 1)</li> </ul>
第 2 号事業	(1) 発電設備の導入可能性調査・基本計画作成業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・民間事業者 (※ 2)</li> </ul>
	(2) 発電設備の設置に係る詳細設計業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者 (※ 2)</li> </ul>
	(3) 発電設備設置工事	
第 3 号事業	太陽光発電設備を設置する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者 (※ 2)</li> </ul>
第 4 号事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村</li> <li>・民間団体等 (※ 3)</li> </ul>
<p>※ 1 県内に主たる事務所を置く中小企業者、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人</p> <p>※ 2 県内に主たる事務所を置く中小企業者のうち法人であるもの、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び知事が特に認める法人</p> <p>※ 3 市町村に事務局が設置されている又は市町村の職員が責任者となっている等、実質的な市町村の参画を得て活動する団体であると認められるもの</p>		

別表3 (第5条関係)

区 分 <sup>※1</sup>	第1号 事業	第2号 事業	第3号 事業	第4号 事業
ア 事業計画書(様式第1号の別紙1)	○	○	○	○
イ 確認書(様式第1号の別紙2)	○	○	○	○
ウ 事業計画に係る図面(位置図、見取図、設計図等)	○	○	○	—
エ F I T等認定を受けていることがわかる書類又は非F I T非化石電源の認定及び長期売電契約の内容がわかる書類 <sup>※2</sup> (補助金申請時点においてF I T等認定に係る申請を行っていない又は非F I T非化石電源の認定及び長期売電契約を行っていない場合は、その理由と今後の認定取得等の見込みについて任意書式により説明すること。)	—	○	○	—
オ 第3条第1項第3号の市町村の認定を受けた事業であることがわかる書類	—	—	○	—
カ 事業を行う土地等の利用に関する書類 ① 土地等を所有している場合は、登記簿謄本又は売買契約書の写し ② 土地等を賃借又は地上権設定を受けている場合は、賃貸借契約書又は登記簿謄本 ③ ①又は②以外の場合は、申請者が当該土地等を使用できることを説明する書類(任意書式)	—	○	○	—
キ 金融機関からの借入れにより資金を調達する場合は、その協議状況や担保・保証の内容が分かる資料(任意書式)	○	○	○	—
ク 事業に係るキャッシュフローを説明する資料(任意書式)	—	○	○	—
ケ 地域協議会の規約等・名簿	—	—	—	○
コ 団体規約・定款	○			
サ 直近2期分の確定申告書(法人税又は所得税)の写し、決算書、貸借対照表及び損益計算書 ※申請者が資産の流動化に関する法律に基づく特別目的会社又はその他の特別目的会社である場合は、主たる出資者等についても併せて提出すること。				○
シ 直近の県税(事業税、県民税等)の納税証明書				○
ス 商業・法人登記簿謄本(法人の場合)				○
セ 事業活動温暖化対策計画等	※3			
ソ 地方公共団体実行計画の策定状況に関する資料	※4			
タ その他補足資料	必要に応じて添付(※5、6)			

※1 補助金の申請者が市町村である場合は、コ～スは添付不要

※2 F I T等認定を受けない場合は、長期売電契約に関する書類として、設置した発電設備により発電した電気の売電に関する計画書(売電先、売電単価、売電期間、毎年度の売電予定量等)がわかるもの。任意様式。)も添付すること。なお、第3号事業においては長期売電契約に関する書類のみを添付すること。

※3 長野県地球温暖化対策条例(平成18年長野県条例第19号)第12条第3項又は第4項の規定により提出した同条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画(同条第9項の規定により報告すべき実施状況等(以下「実施状況等」という。))がある法人にあっては、直近の実施状況等を記載した書面で、当該年度が属する特定期間(長野県地球温暖化対策条例施行規則

(平成 18 年長野県規則第 22 号) 第 4 条第 1 項に規定する特定期間をいう。)に係るものに限る。) なお、民間事業者が事業活動温暖化対策計画又は実施状況等を提出できないことにつきやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ知事に協議すること。

- ※ 4 補助金の申請者が市町村であって、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に規定する地方公共団体実行計画を策定していないものは、当該計画の策定予定時期を記載した書面(任意書式)を添付すること。
- ※ 5 F I T 等認定を受けない場合は、再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号及び第 7 号の 2 の規定に準じ、必要な書類を添付すること。
- ※ 6 エネルギー自立地域づくり計画の対象となる事業として補助額を上乗せする場合は、エネルギー自立地域創出支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定による事業計画を添付すること。

別表4（第18条関係）

## 1 別表2の第2号事業の(1)及び(2)の事業（可能性調査、基本計画、詳細設計）

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
率	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

## 2 別表2の第2号事業の(3)の事業（工事）及び第3号事業

## (1) 融資の型：元金変動型

## ア 太陽光発電

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0

## イ 太陽光発電以外

## (ア) 別表2の第2号事業の(1)・(2)の事業に係る収益納付がある場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	9.0	9.5	10.0	10.5	11.0

## (イ) (ア)以外の場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.0	9.0	9.5	9.5

## (2) 融資の型：元金均等型

## ア 太陽光発電

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	5.5	6.0	6.5	6.5	7.0	7.5	7.5	8.0	8.5	9.0	9.0	9.5	9.5

## イ 太陽光発電以外

## (ア) 別表2の第2号事業の(1)・(2)の事業に係る収益納付がある場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	5.5	6.0	6.0	6.5	7.0	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5	9.5	10.0

## (イ) (ア)以外の場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	6.0	6.5	6.5	7.0	7.0	7.5	7.5	8.0	8.0	8.5	9.0	9.0	9.5

## (3) 融資の型：元利均等型

## ア 太陽光発電事業

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6

## イ 太陽光発電以外

## (ア) 別表2の第2号事業の(1)・(2)の事業に係る収益納付がある場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0

## (イ) (ア)以外の場合

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
率	0.0	0.0	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.6